

米国通商代表（USTR）外国貿易障壁報告書 2025 年度版
ケニア部分の概要

○関税

ケニアは東アフリカ共同体（EAC）の定める 4 つの関税帯を導入。米国からの中古衣料や調理ストーブなどはセンシティブ品目としてそのうち最も高い関税帯（35%）に分類。従量税が適用され、いくつかのテキスタイルは 50%、ほぼすべての乳製品は 60%、トウモロコシやその粉は 50%、米粉は 75%、小麦粉は 50%、砂糖は 100%の関税率となっている。

また、EAC は太陽光及び風力発電にかかるすべての製品の輸入関税措置の免税を実施してきたが、ケニア政府は 2020 年 6 月に開発・発電にかかる製品のみに限定され、スペアパーツやアクセサリを課税対象とした。スペアパーツやアクセサリの定義が曖昧であることも指摘されている。

○非関税障壁

2024 年 9 月にケニアは COMESA および EAC の域外からの砂糖の輸入禁止措置を発動。また、米国企業は通関の所要時間が長すぎる、また複雑かつ非効率な手続きがある点を懸念。ワンストップ通関システムを導入しても期待通りには運用されていないことや、分類や関税の決定などで一貫性を欠いており、不必要に中継貨物の検査が行われている点を指摘。

○貿易にかかる技術的障壁

船積み前適合検査（PVoC）につき、検査基準が国際標準と異なる。PVoC を実施せずに船積みした貨物は当該貨物の CIF 価格の 5%を支払ったうえで、さらに輸入が許可されない可能性もある。また、PVoC に加えて輸入者はケニア基準局から輸入標準化マークラベルの取得費用などのコストを負担しなければならない。

○衛生・植物検疫にかかる障壁

ケニアは 2022 年に遺伝子組み換え農産物の輸入および商業化の禁止措置を撤廃したが、高等裁判所にて申し立てがあり、措置が差し止め中となっている。また、ウシの精液の輸入について厳しく制限され、肉類、乳製品の輸入要件が複雑で不透明な上、輸入費用も高額。メイズのアフラトキシン許容基準値が米国より厳しく、米国からの輸入品のほとんどが基準値をクリアできない。

○政府調達

「Buy Kenya Build Kenya」のイニシアティブのもと、政府調達の 4 割以上が国内調達と定められている。特に自動車、二輪車などはケニアで組み立て生産されたものに優先権。政府の 5,000 万シリング以下の入札ではケニア企業・財に優先権が与えられ、非ケニア企業から調達する場合は、国内調達ができないことを証明するレポートの提出が要件となっている。さらに財務省は 2020 年に国民への技術移転や、雇用の 75%をケニア国民とすること、国内調達計画を立てることなどを義務づける規制を導入した。米国企業のケニア政府調達への参画は極めて制限され、汚職も深

刻な懸念。

○知的財産権保護

米国企業はケニアにおける知的財産権保護制度を懸念。模倣品や海賊版商品の拡散が問題で、ケニアは世界知的所有権機関（WIPO）のインターネット条約への加盟や、著作権条約を批准する必要がある。

○サービスにかかる障壁

保険会社の資本の 3 分の 1 以上をケニアないし EAC 加盟国の資本が所有することを規定。さらに、再保険契約の 20%以上をケニア再保険公社と契約しなければならないなど多くの規制が存在。情報通信サービスに関する 30%の現地資本要件は 2023 年 8 月に廃止。

○デジタル貿易にかかる障壁

ケニア政府は 2024 年 12 月にデジタルサービス税を「重大な経済的プレゼンスにかかる税（Significant economic presence tax）」に改名し、ケニア非居住企業に対してケニアのデジタル市場における総収益の 3%を課税。また、ケニアの 2019 年データ保護法について個人情報の越境移転にかかる既定の曖昧さを指摘。

○投資にかかる障壁

警備会社は 25%以上、鉱業分野では 60%以上のケニア資本の参加が必須であるなど外国資本の参画を制限。ただし、情報通信サービスの 30%ケニア資本参加の制限措置は 2023 年 8 月に廃止。また、憲法で外国人の土地所有を禁じており上限 99 年までのリースのみ。特に未開発の土地利用については制度が不透明。

○公的企業

石油や電力などの多くの国営企業による独占が生じており、電力分野では 8 割以上の現地調達要件を課すなど競争を阻害。また、ケニアでは公的企業が市場への優先的なアクセスを維持している。ケニア政府は 2023 年 11 月に多くの公的企業の民営化を発表したものの、2024 年 9 月に 11 の公的企業の民営化が違憲であるとして差し止められた。

○その他

汚職が依然としてケニアにおけるビジネスの重大な阻害要因。米国企業は法的な基準を無視し、贈賄やあらゆる形の汚職をいとわない外国企業との困難な競争にさらされている。ケニアは反汚職法を適切に実行しておらず、米国企業はケニア政府の様々なレベルからの贈賄の直接的、間接的な要求があることを報告している。

その他、2013 年の農業・漁業・食品局法によって、マカデミアナッツやベニノキ、カシューナッツ、除虫菊などを投資・貿易・産業大臣の許可なしに輸出できないよう制限している。

以上